

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護停止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和2年10月7日付けの保護決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った保護停止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張しているものと解される。

前回生活保護を受けていた時には、保護受給途中で雇用保険を受けられるようになっても、生活保護の停止など示唆されず「前の時はそういうことはなかった」と担当ケースワーカーに訴えると保護は継続されると告げられた。

しかし、後日、担当ケースワーカーから電話があり「あらためて会議をした結果、9月11日にさかのぼって生活保護の停止を決定した」と告げられた。前回との対応の違いや上記の「前言の覆し」により、見通していた事すべてが狂って生計や心身の面で困窮している。生活保護停止の処分を撤回していただきたく思います。

第 4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法 45 条 2 項の規定を適用して、棄却すべきである。

第 5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 3 年 8 月 3 1 日	諮問
令和 3 年 1 0 月 2 6 日	審議（第 6 0 回第 4 部会）
令和 3 年 1 1 月 1 6 日	審議（第 6 1 回第 4 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法 8 条 1 項の規定によれば、保護は厚生労働大臣の定める基準（保護基準）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額から控除されることになる。

- (2) 法 25 条 2 項及び同項が準用する 24 条 4 項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保

護者に通知しなければならないとされている。

- (3) 法 26 条の規定によれば、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定による処理基準である「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和 38 年 4 月 1 日付社保第 34 号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第 10・問 12（答）1・(2)によれば、保護を停止すべき場合として、当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき、を挙げている。

また、同・問 6（答）によれば、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて設定した最低生活費と収入充当額との対比によって保護の要否を判定するものとされている。

- (4) 法 61 条の規定によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。

2 本件についての検討

請求人世帯の令和 2 年 9 月分の最低生活費は、保護基準に基づく生活扶助 78,600 円、住宅費 53,000 円、保護を脱した場合に負担することとなる国民健康保険料 13,603 円及び医療費（3割負担）13,446 円の合計 158,649 円（前記処分庁の判断には、国民健康保険料について算定の誤りがある。）で

あり、請求人世帯の令和2年9月分の収入額は、雇用保険手当147,028円及び請求人の同年8月分の繰越資力15,258円の合計162,286円であることから、請求人世帯の令和2年9月分の収入額は最低生活費を上回っていることが認められる。

また、請求人の収入は、有期の雇用保険手当によるもので、その支給が終了すると再び請求人の最低生活費に対して収入認定額が下回ることが予想され、保護を要しない状態が今後継続することについて、なお确实性を欠くため若干期間、請求人の生活状況の経過を観察するためにも、保護を廃止するのではなく、停止とする必要があったことが認められる。

そして、処分庁も自認しているとおり、処分庁による請求人の最低生活費と収入との対比による要否判定について、本件処分時点における算定に誤りが認められるものの、当該違算によって要否判定の結果が覆るものではなく、処分庁が、上記の経緯から請求人の保護を停止する判断を行ったことは、上記1の法令等の定めに従ってなされたものといえることができ、本件処分に取り消すべきほどの違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人は、第3のとおり、前回との対応の違いや担当ケースワーカーの「前言の覆し」によって生計や心身の面で困窮していると主張し、本件処分の取消しを求めている。

しかし、本件処分が法令等の規定に従ってなされたと認められることは上記2のとおりであり、請求人が主張するように過去に雇用保険を受給した際に保護が停止されなかったことや担当ケースワーカーにより一旦は保護が継続される旨の説明がなされていたとしても、そのことをもって本件処分の取消理由になるものとは認められないから、請求人の主張には理由はない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美